

## 愛知県環境影響評価審査会会議録

### 1 日時

平成18年6月16日(金)

午前10時から午前11時45分まで

### 2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

### 3 議事

(1) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

(2) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

成瀬会長、岩田委員、梅村委員、黒田委員、小池委員、佐藤委員、大東委員、武田委員、田中委員、永瀬委員、長谷川委員、坂東委員、廣島委員、藤原委員、堀越委員、丸山委員、光田委員(以上17名)

#### (2) 事務局(愛知県)

(環境部) 林部長、岩淵技監

(環境活動推進課) 山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、藤田技師、関本技師

(大気環境課) 近藤主査、国立技師

(水地盤環境課) 吉田技師

(自然環境課) 西野課長補佐

(資源循環推進課) 杉本主任主査、渡辺技師

#### (3) 事業者

(財団法人愛知臨海環境整備センター)

田村常務理事、浅野課長、藤野課長、豊田課長補佐、谷口主査、石原技師

## 5 傍聴人等

傍聴人 2 名、報道関係者 3 名

## 6 会議内容

### (1) 開会

### (2) 議事

#### ア 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 会議録の署名について成瀬会長が、小池委員と光田委員を指名した。
- ・ 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について、別紙 1 のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料 1 (衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書)、資料 2 (衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要)について、事務局から説明があった。

### < 質疑応答 >

【堀越委員】 埋立てる廃棄物の量について教えてほしい。また、産業廃棄物が主のようだが、一般廃棄物についてはどんな埋立て方をするのか、どこにどれだけの量を埋立てるかを教えてほしい。9 ページの表には、管理型 35ha、安定型 6.8ha とはあるが、これとは別に一般廃棄物・産業廃棄物という分類があり、どこに何をどれだけの量を埋立てるのか明らかにすべきである。

【事務局】 準備書の段階で明確にさせていただく。

【堀越委員】 178 ページの予測手法の表にあるブルーム式、パフ式は理論計算ではなく、数値計算モデルであるので、正確に記載すべきである。

【事務局】 訂正する。

【堀越委員】 景観の眺望点については 2 地点定めているようだが、対岸の碧南側の方がよく見えるのではないのか。

【事務局】 碧南側から予定地が見えるところは、例えば碧南火力発電所のボイラーの上などであり、一般の人が立ち入ること

ができない。碧南火力の南側の「へきなんたんトピア」からならば海面は見えるが、発電所の増設により、予定地は見えなくなってしまうている。

【堀越委員】 それでは、予定地の南側の堤防などからはどうか。

【事務局】 予定地の南の堤防には防波堤があるために見渡せる場所はないと事業者から報告を受けている。

【坂東委員】 住民意見の概要（資料2）の5ページに、「処分場はひっ迫していないのでは」という意見があるが、今の処分場はいつ終了の予定なのか。また、この衣浦港3号地の処分場と埋立て時期は重複しないのか。

【事務局】 アセックが現在埋立てを行っている名古屋港南5区は、平成22年3月終了予定であり、衣浦港3号地は22年4月から埋立てを開始する予定であるため、重複はない。

【坂東委員】 管理型廃棄物と安定型廃棄物は事前に区別しておくのか。

【事務局】 衣浦港3号地でも、現在名古屋港南5区で実施している方法をとることとしているが、排出事業者にカードをあらかじめ渡しおき、運搬車ごとに排出事業所から持ち込まれる廃棄物の安定型、管理型の種類を管理し区別している。また、運搬車両に両者の混載は認めていない。

なお、一般廃棄物は燃えがらのみ受入れるので、すべて管理型区画に埋立てる。

【坂東委員】 産業廃棄物の受入区域は県内に限定されるのか。

【事務局】 方法書7ページにあるように県内で発生する廃棄物を受入れる。

【坂東委員】 水環境の状況で、現状で全窒素、全燐が環境基準を超えている。本事業による影響は小さいとしても、基準を超過しているわけなので、衣浦港から入ってくる汚濁負荷が原因なのか、底泥から舞い上がってくるものが原因なのかについてわかれば教えてほしい。矢作川から入ってきているとは思えないが。

【事務局】 原因の特定は難しい。原因がわかればお示しする。

【坂東委員】 意見概要（資料2）の15ページの5ア及びイにある「愛知県が影響を確認しているのは埋め立てられる種類が浚渫土砂等であり、本事業で埋め立てるものとは異なる」との

意見について、趣旨がわからない。

【事務局】 方法書の表紙裏に記載してある「愛知県（企業庁）が事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響について軽微であることを確認している。」という表現に対する意見であると思うが、廃棄物による埋立てについてはこれから方法書の手続きを実施するのであって影響が軽微であることを事業者が確認したわけではない。誤解を招く表現については修正する。

【黒田委員】 企業庁が取得した免許と今回の環境影響評価手続きとの関係を説明してほしい。また、先ほど景観の話も出ていたが、今回の手続きでは埋立て後の土地利用、つまり工場団地ができた状況までを予測するのか、埋立てのみを対象としているのか。

【事務局】 企業庁が工業用地にする目的で既に公有水面埋立免許を取得しており、今回は埋立て免許上、用途は変更せず埋立用材を浚渫土から廃棄物に変更するものである。なお、本件の公有水面埋立に関しては環境影響評価法上のアセス対象ではなく、廃棄物を埋め立てるということで環境影響評価の手続を行うのであり、埋立免許を取得するわけではない。つまり、今回のアセスの対象は、アセックが実施する廃棄物最終処分場の事業である。

【黒田委員】 景観については、埋立形状の計画が変わらなければ用材を変えても、埋立免許取得の際の予測と変わらないのではないか。

【事務局】 ご指摘のとおり変わらないかもしれないが、アセスの手続上、本事業による影響の確認は必要である。

【大東委員】 工業団地に工場を建てる場合、杭を支持層まで打ち抜く必要があるが、廃棄物での埋立では遮水シートで覆うので、それができないのではないか。このような制限がかかることを前提として処分場を造ることを納得されているのか。

【事務局】 工業用地にするという埋立免許を申請した時点での用途を変更せずに廃棄物処分場を整備することについて、その整備を依頼する側の県は了解している。遮水シートは、側面のみで、底面は粘土層による遮水であるが、上物利用に

については、今後の技術開発等を踏まえ、検討していく。

【大東委員】 上物利用についてはわからないが、現時点では廃棄物処分場のアセスメントとして審査すればいいのか。

【事務局】 そのとおりである。

【丸山委員】 埋立用材の変更についてどう考えているのか。この事案が通れば、当初は工業用地という計画で免許を取得して、後で用途の異なる廃棄物処分場に変更されるような事案が他にも出てくるのではないか。

【事務局】 現時点では、県が工業用地として埋立免許を取得している他の場所を廃棄物処分場に変更することは考えていない。公共関与の処分場の必要性については廃棄物処理計画にも書かれており、港湾であれば港湾計画などに位置づける必要がある。

【武田委員】 水生生物について、文献調査の結果を利用するとしているが、その調査はどういった目的で行われたのか。埋立によって潮流が変わると、影響が生じるのではないか。文献の利用だけでなく、予測地点を独自に選定して現地調査を行うべきではないか。

【事務局】 中部電力の調査は、碧南火力の温排水による影響をモニタリングしているものである。また、企業庁が実施した平成16年度の調査については衣浦港3号地の埋立事業による影響を確認するために実施しているので、そのまま用いている。

【武田委員】 そういったことを念頭において地点を選定しているのであればよい。しかし、藻場の調査は平成6年とあり古い。

【事務局】 藻場の調査は平成6年の公有水面埋立の時に調査したものであるので、今回改めて船を出して現地調査を実施する。

【武田委員】 水環境について、周辺海域も含めて調査するのか。埋立によって消えてしまうところもあるということを念頭において、埋立地と周辺海域も含めて慎重に調査した方がよい。

【事務局】 周辺海域も含めて調査する予定である。

【成瀬会長】 大きな問題となった有明海、それから空港島、あるいは蒲郡の干拓事業でも問題になっており、潮流がどうなるのかについては検討されて事業が計画されているとは思いますが、

これだけ大きなものが建設されることから、著しい影響を及ぼさないことを確認しておく必要がある。

【小池委員】 2点問題がある。

潮流調査地点で、203ページの黒丸の2の観測地点は、湾の中央に航路の堀込があり、その向こうになっているが、処分場予定地側で調査した方がよいのではないか。

また、水質の調査地点について、今の地点では衣浦港に流入する河川や矢作川の影響を受け、状況がわからなくなる可能性がある。例えば、文献調査でいいのもう少し沖側の、内湾の真ん中辺りで1地点または2地点を追加して季節変化をみた方がよいのではないか。例えば矢作川の河口など特殊なところでは雨が降ったら塩分はものすごく変動するはずなので、ばらつきが大きくなり、これでは季節変化にならない。

この他、203ページの三角の測定地点番号と54ページの番号が異なっているが、間違いではないのか。

【事務局】 ご指摘の地点番号については単純な間違いであり、54ページのほうが正しい番号である。

また、水質の調査地点についてだが、湾の外側では県が毎月水質調査を実施している。湾内についても県が調査していると思うので確認するが、必要があれば整理して、言っていくべき内容があれば審査会の意見としていただきたい。

【丸山委員】 13ページから15ページについて、埋立地の護岸の標準断面図が2種類しか記載されていないが、安定型の廃棄物を受け入れるところ、管理型の廃棄物を受け入れるところ、そしてその間の構造はどうなっているのか。他の種類の断面図もそれぞれ記載すべきである。

また、安定型の区画には遮水構造がないが、価格の安い安定型として持ち込まれた廃棄物が管理型ではないことの担保はどうとるのが気になる。

【事務局】 安定型の区画は基本的には遮水構造ではないが捨石式護岸にする予定と聞いている。安定型と管理型の間の構造については、14ページでは左側が海になっているがこの標

準断面図とさせていただきたい。なお、この点については、15ページの上に「安定型廃棄物埋立区画の護岸断面は、図2.2-5において遮水構造を除いた構造を基本とする」と記載されている。

【丸山委員】 それは、十分理解しているが、護岸工事に当たってはどうかされるのか。ある程度のパターンわけが必要になると思う。

ところで、安定型廃棄物であることの担保についてはどうなのか。

【事業者】 アセックでは、現在名古屋港南5区で管理型で埋立てを行っている。ここでは、まず、契約時に事業者のところへ行って廃棄物を確認し、契約後に先方の運搬車両について登録をする。その登録がないと搬入できない。また、受入ゲートで登録車両ごとにマニフェストと廃棄物の中身をチェックしている。さらに実際の埋立て現場でも中身を確認するので、安定型のところに間違って管理型のものが入ることはない。

【坂東委員】 安定型でもマニフェストはついているのか。

【事務局】 産業廃棄物は、安定型であろうが管理型であろうがすべてマニフェストが必要である。ただ今、事業者が説明したように、まず契約は排出事業者と結ぶが、その際、現場へ行って実際に排出されるものを確認し、安定型のものであれば、安定型として契約する。また、搬入の際にはゲートで検査するほか、埋立てする場所でも確認する。

なお、本日昼から実際に事業者のところへ行くので、そこで実際に現場を見ていただければと考えている。

【成瀬会長】 マニフェストの確認とその中身がマニフェスト通りであることの確認は重要であるのでしっかりやっていただきたい。

【長谷川委員】 26ページの地図を見るとかなりのところが埋立てられるわけだが、海面が少なくなることにより内陸部で温度変化が起こってくると思う。できればこれを造ることで少しでも軽減されていくような、例えば埋め立てしたところが大きな森になればかなり違うと思うので、前に進むアセス

にしてもらいたい。

【大東委員】 14, 15ページの護岸の断面図、遮水工事のところシートとシートの上に土砂と書いてあるのだが、土砂とあるだけでどんなものがよくわからない。どんな材質のもので、どこから持ってくるのか、計画があれば教えてほしい。

【事務局】 10ページの表「廃棄物以外の埋立物」に、建設土砂、浚渫土砂、山土とあり、山土を使う計画である。

【大東委員】 それは、廃棄物のサンドウィッチ構造に使うための土砂ではないのか。護岸工事で使う土砂についても同じなのか。

【事務局】 同じである。ここに書いてある「廃棄物以外の埋立物」というのは、今回のアセスは、アセス法の中の廃棄物処理施設としてあるが、これが公有水面埋立法にも関わるので、護岸材の性質とは別の埋立物も記載してある。なお、その中の山土を護岸工事に使うこととしている。

【長谷川委員】 基本的なことだが、15ページの断面図に深層混合処理とあるが、この深さはどのくらいか。また、満杯まで埋め立てた際、最終的な埋立の高さはどのくらいになるのか？

【事務局】 埋立天端は KP4.0、つまり衣浦の標準海面上 4.0メートルまで埋め立てる。

また深さについては、サンドコンパクションパイルのところと同じ深さで、約 10メートルである。なお、74ページに海底の地形図があり、現況で一番深いところは管理型廃棄物埋立区画と書いてあるあたりで 14メートルぐらいの深さ、浅いところでも 6メートルぐらいである。76ページからの断面図が示すとおり、それぞれ護岸の位置等により異なるが、サンドコンパクションパイルも深層混合も安定性の向上のための工事であり、これから詳細設計を行う中で変わるかもしれないが、現時点では概ね 10メートルを想定している。

【丸山委員】 標準断面図には少なくともスケールが必要である。これがないと、理解不可能である。またどんな遮水シートを使うかわからないが、2枚の遮水シートの角度は微妙に違っている。現場でやるときはともかく、標準断面ではある程度想定してどの角度でやるか記載すべきである。これは根



幹に関わるところの構造なのでもう少し検討してほしい。

【事務局】 準備書では正確に記載させるようにする。

【永瀬委員】 202ページの水質調査地点について、1と7を選定した意味がよくわからない。1番は排出口とは逆の方向であるし、7番は埋立予定地の真ん中になっている。

【事務局】 現況を押さえておく意味で、埋立予定地を中心に周辺に近いところをポイントとして選定したものと思われる。

【永瀬委員】 今後のモニタリングという意味ではもう少し周辺海域を調査した方がよいのではないか。

【成瀬会長】 必要な地点が他にあればそちらに調査地点を移した方がよいのではという意見であると思う。

【事務局】 ご指摘のように、事後のモニタリングのことも踏まえて、調査ポイントについては今後部会の中で検討していただきたい。

【永瀬委員】 廃プラスチック等は安定型だが、熱源になるため受け入れられないという姿勢を示すのか。

【事業者】 再生利用にまわしていただきたいこともあるが、廃プラスチックはかさが多いので、あまり受け入れたくない。燃え殻は1トン当たり9,800円だが、廃プラスチックは1トン当たり39,800円と受け入れ料金を高く設定している。なお、熔融固化物だと9,800円であり、価格により方針を示していると理解していただきたい。

【武田委員】 171ページの表で、廃棄物最終処分場の存在という項目があるが、水面の埋立に限定してある。自然環境の保全を考えると、埋立によって潮流が変化して砂が堆積しやすくなれば、そこに生物が住みつくことが想定されるが、このことについては考えなくてよいのか。

【事務局】 表の「土地又は工作物の存在及び供用」のところ、いわゆる廃棄物処分場そのものの存在というのが左の欄であり、下のほうにある動植物や生態系に影響があるとし、廃棄物そのものあるいはその分解については悪臭の問題があるとしている。

【武田委員】 処分場としてかなりの面積の埋立てをするので、埋立地の存在そのものによる周囲への影響は考えなくてよいのか。

潮流の変化などは、将来的に埋立てが終わって工業団地に変わったとしても続く問題だと思う。

【事務局】 廃棄物処分場の存在による潮流の影響、水質の影響など物理化学的影響、動植物への影響については、計算によるものも踏まえて予測することとなっている。詳細は部会の中で検討していただきたい。

- ・ 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について審査させるため、成瀬会長の指名により、別紙2のとおり衣浦港3号地廃棄物処分場部会を設置した。

イ その他

- ・ 事務局から、6月16日に事業者が豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書を公告し、縦覧を開始した旨、パンフレットにより紹介があった。

(3) 開会



18環活第52-4号  
平成18年6月16日

愛知県環境影響評価審査会  
会長 成瀬 治 興 様

愛知県知事 神 田 真 秋



衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書に  
ついて（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年度愛知県条例第47号）第  
10条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課  
環境影響評価グループ  
電話 052-954-6211(ダイヤル)

## 愛知県環境影響評価審査会衣浦港3号地廃棄物処分場部会委員

委員名	所属等
岩田 好一郎	中部大学工学部教授
梅村 武夫	名古屋大学名誉教授
北田 敏廣	豊橋技術科学大学工学部教授
小池 隆	三重大学生物資源学部教授
清水 正一	中京大学総合政策学部教授
大東 憲二	大同工業大学工学部教授
田中 稲子	岐阜市立女子短期大学非常勤講師
中村 浩志	信州大学教育学部教授
坂東 芳行	名古屋大学大学院工学研究科助教授
廣島 康裕	豊橋技術科学大学工学部教授
光田 恵	大同工業大学工学部助教授
吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

(敬称略、五十音順)